

鳴門市うずしおふれあい収集申込書

年 月 日

鳴門市長 殿	
申込者	住所 鳴門市 町
氏名 ㊞	
電話番号	
下記事項について市が調査・確認することに同意のうえ、鳴門市うずしおふれあい収集実施要綱の規定により、次のとおり申込みます。	

該当する項目に	○を記入
1 七十歳以上の者のみで構成される世帯	
2 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく、要介護状態区分が要支援1から要支援2又は要介護1から要介護5のいずれかの認定を受けた65歳以上の方だけで構成されている世帯	
3 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく、身体障害者手帳の障害程度が肢体不自由若しくは視覚障がい1級または2級の方だけで構成されている世帯	
4 その他うずしおふれあい収集を市長が必要と認める世帯	

収集を申し込む品目の	個数・台数を記入してください
クリーンセンターで引き取れる粗大ごみ (鳴門市ごみ分別ガイドブックを参照してください。)	
品名:	合計 個
電気製品(ただし、エアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機及びパソコンは除く)	
品名:	合計 個
自転車	台

◇収集を申し込む品目が引越等により排出される場合は、対象品目としない。

◇対象品目の積載限度は2トン収集運搬車1台分とする。

処理手数料:粗大ごみは10kgにつき70円 電気製品小型は1個につき500円
電気製品大型は1個につき3,000円 自転車は1台500円

**この申込書に正確に記入し、クリーンセンター廃棄物対策課
又は市役所2階市民協働推進課へ提出してください。**

※ 収集時における不慮の破損事故等については、市は原則として賠償責任を負いかねますのでご了解ください。

受付	<input type="checkbox"/> 廃棄物対策課	<input type="checkbox"/> 市民協働推進課	番号	
鳴門市うずしおふれあい収集実施要綱第2条・第5条についての適・否			適	否

【問】〒 771-0361 瀬戸町堂浦字浦代105番地17-2
鳴門市クリーンセンター廃棄物対策課 ☎683-7573